

## 浜松市芸術文化部門発表会等出場者激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市における文化の振興を図るため、芸術文化部門発表会等に出場する個人又は団体に対して激励金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 芸術文化部門 文化芸術基本法（平成29年 法律第73号）第8条から第12条までに規定する文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、メディア芸術、伝統芸能、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、生活文化、国民娯楽その他市長が適当と認める部門とする。
- (2) 交付対象大会 文部科学省、文化庁、都道府県及び都道府県教育委員会が主催し又は後援する芸術文化部門の全国規模以上の大会をいう。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、市内に住所を有する者又は市内に活動の本拠地を有する団体で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市を含む地域を対象とする静岡県大会、東海大会等の予選又は選考を経て、本市を代表して交付対象大会に出場するもの
  - (2) 県又は県教育委員会の推薦を受けて交付対象大会に出場するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、激励金の交付対象者となることができない。
- (1) その出場種目を職業として行い、それによって生計を立てているもの
  - (2) 義務教育を受けているもので、文化・スポーツ大会出場激励金の交付を受けたもの
  - (3) 同年度に当激励金の交付を受けたもの
  - (4) 他の市町村から同様の目的で激励金の交付を受けたもの
- 3 団体には、その団体の指導者として、出場者20人までは1人、21人以上は2人を限度として加えることができる。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次のとおりとする。

人 数	学 生	その他（未就学児を除く）
1人～20人	1人につき3,000円	1人につき1,500円
21人～30人	60,000円	30,000円
31人～40人	80,000円	40,000円
41人～50人	100,000円	50,000円
51人以上	120,000円	60,000円

備考 学生とは小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校で学ぶ者並びにこれに準じる者の中で市長が認めるものをいう。

（交付の申請）

第5条 激励金の交付を受けようとするものは、芸術文化部門発表会等出場者激励金交付申請願（第1号様式）に大会要綱その他の参考となる書類を添付して、大会20日前に市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、浜松市芸術文化部門発表会等出場者激励金交付決定通知書（第2号様式）により、激励金の決定をするものとする。

（結果報告）

第7条 芸術文化部門発表会等出場者激励金の交付を受けたものは、大会終了後、大会出場結果報告書（第3号様式）によりその結果を市長に報告しなければならない。

（細則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 芸術文化部門発表会等出場者激励金交付要綱（昭和57年6月22日施行）は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の浜松市芸術文化部門発表会等出場者激励金交付要綱の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、改正後の浜松市芸術文化部門発表会等出場者激励金交付要綱の相当規定により市長に対してされた申請その他の

行為とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の浜松市芸術文化部門発表会等出場者激励金交付要綱の規定により市長がした交付の決定その他の行為は、改正後の浜松市芸術文化部門発表会等出場者激励金交付要綱の相当規定に基づいて、市長がした交付の決定その他の行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に交付の決定を受けているものの激励金の額については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。